

第1章 指針策定（改訂）の目的

本市では、平成21年（2009年）に策定した「宇和島市民協働のまちづくり推進指針」を市政運営の基本方針のひとつとして取り組んできましたが、策定から13年が経過しており、現状に即した協働の在り方に見直すことといたしました。

近年、人口の減少と少子高齢化がかつてない勢いで進行するとともに、市民生活や価値観の変化に伴い、市民のニーズは複雑多岐に及んでいます。

また、多くの地域では福祉、産業、環境など、様々な分野で担い手不足が顕著で、地域の活力の低下や持続可能な活動に対する影響が危惧されています。

本指針により、すべての世代の人が協働の担い手であることを自覚していただくとともに、市民をはじめとした多様な主体（※1）がそれぞれの得意分野を生かし、互いに助け合うための考え方の基本的事項（協働の考え方、協働を推進する体制づくり）の共有化を図ることを目指します。

（※1）本指針の中で、「多様な主体」とは、以下のようなものを示します。

○市 民

市内に居住する人、市内に通勤し、又は通学する人、市内で事業活動その他を行う人

○行 政

法令に基づく制度を執行する市長その他の執行機関

○自治会等の地縁組織

自らの地域を良くするために、地縁に基づき形成された自らの意思と責任において活動する団体・組織

○NPO・ボランティア団体

協働を推進する上で、地域活動を行う団体・組織

○企業・団体

様々な協定や社会貢献活動などを通じ、本市に関わる民間企業・団体

○外部人材

専門的分野における知見・スキル・ネットワークを活かし、地域課題の解決に向けた地域活動の支援に取り組む地域外の人材

○中間支援組織

協働を推進する上で、「多様な主体」同士の活動を中間的に支援する組織